

# 障害者の移動手段確保対策事業の見直しについて

## 背景と経過

本市では、障害者の社会参加を促進することを目的とした移動手段の確保対策事業として、「バス乗車券交付事業」、「重度障害者福祉タクシー利用券交付事業」、「福祉キャブ運行事業」を実施していますが、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「障害者自立支援法」が施行され、バリアフリー化が進むなど障害者を取り巻く環境が変化するとともに、平成21年11月に神奈川県バス協会が共通カードを廃止したことなどから、新たな障害者の移動手段の確保対策事業への見直しが必要となっています。

## 見直し前の制度概要と課題

### 1 バス乗車券交付事業（市バス・民営バス） ※ 2との併用不可

制度の概要	対象者		交付内容
	身体	身体障害者手帳1級～6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>市バス特別乗車証</li> <li>民営バス定期券*、又は、年間10,000円分（精神は20,000円分）の乗車券（市バスを利用することが困難な方）</li> <li>市バスと民営バスの併用は不可</li> <li>* 身体障害者手帳1・2級、IQ35以下、精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>
	知的	知的障害者の判定（A1～B2）	
	精神	精神障害者保健福祉手帳1級～3級	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>【介護者】&lt;身体&gt;第1種身体障害者手帳、12歳未満*</li> <li>&lt;知的&gt;IQ35以下(18歳未満はIQ50以下)、12歳未満*</li> <li>&lt;精神&gt;精神障害者保健福祉手帳1級、2・3級で12歳未満*</li> <li>* 市バスは6歳未満</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>市バスと民営バスの給付内容に差があります。</li> <li>企業等で働き、交通費の支給を受けている障害者に対してでも一律に給付しています。</li> <li>回数券が切り取り式のため、巧緻動作が苦手の障害者にとって使いづらいです。</li> </ul>		

### 2 重度障害者福祉タクシー利用券交付事業 ※ 1との併用不可

制度の概要	対象者		交付内容
	身体	身体障害者手帳所持者で、障害程度が1・2級の下肢・体幹・視覚及び内部障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>1か月あたり6枚（年間72枚）</li> <li>週3回以上人工透析で通院している方は月10枚（年間120枚）</li> <li>乗車1回につき1枚のみ使用でき、660円（福祉有償運送は500円）まで助成</li> </ul>
	知的	IQ35以下	
	身体・知的	身体障害者3級の下肢・体幹・視覚及び内部障害で、IQ50以下	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者が対象となっていません。</li> <li>タクシー券は1回に1枚（一区間分）しか使用できません。</li> <li>人工透析患者は、通院回数に対して、年間で利用できるタクシー券が不足しています。</li> </ul>		

### 3 福祉キャブ（リフト付き自動車）運行事業 ※1と2の併用可能

制度の概要	対象者		交付内容
	身体	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時に車いすが必要</li> <li>移動にストレッチャーが必要</li> <li>内部障害者で外出時に介助が必要</li> </ul>	利用回数 1回4時間以内、月4回程度 利用地域 市内及び近隣地域 費用 1時間以内400円、以降1時間ごとに400円 運行台数 6台
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉キャブが全市で6台しかなく、利用希望に沿っていません。</li> </ul>		

## 見直しの考え方

### 利便性の向上に配慮し、重度障害者への支援に重点化を図ります。

見直しの内容	平成24年10月から		平成25年4月から
	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>市バス特別乗車証、又は、民営バス乗車券の選択性から共通フリーバスに移行します。</b> 市バス特別乗車証と民営バス乗車券との併用はできず、さらに、給付内容に違いがあること、また、切り取り式の回数券は使いづらいことから、市バス・民営バス共通のフリーバスに移行します。フリーバスは、適正利用の観点から記名式とし、利用時に障害者手帳を提示することとします。</li> <li><b>重度障害者への支援の重点化を図るため、介護者の範囲を見直します。</b> 交通機関バリアフリー化の進行、障害者自立支援法施行による移動支援ヘルパー、行動援護サービスの充実などにより介助無しでも移動が可能となったことや、重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の充実により、12歳以上及び12歳未満の身体障害5・6級、知的障害B2の介護者については、交付の対象外とします。（既存の障害者乗合バス運賃割引制度の利用により、第1種身体障害者手帳所持者、IQ35以下、12歳未満の身体及び知的障害の介護者は、引き続き、半額となります）</li> <li><b>軽度障害者（身体障害5・6級、知的障害B2）を対象外とします。</b> 軽度障害者のうち、就業している方は就業先から交通費の支給を受けており、身体障害者手帳所持者、知的障害児者は既存の障害者乗合バス運賃割引制度（5割引）が利用できるため、交付の対象外とします。ただし、社会福祉施設等に通所している方は、引き続き交付の対象とします。</li> </ol>	身体 ・市バス・民営バス共通フリーバスへ移行 ・12歳以上及び12歳未満の身体障害5・6級、知的障害B2の介護者は、対象外とします	知的 ・知的障害B2を対象外とします（社会福祉施設等通所者を除く）

見直しの内容	平成24年10月から		平成25年4月から
	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに追加します。</b> 病状により公共交通機関を利用することが難しいため、タクシーを使つての移動が必要です。</li> <li><b>年間交付枚数を増やし、1枚あたりの単価を引き下げます。</b> 福祉タクシーは通院のための利用が多く、タクシー券の割増が必要です。</li> <li><b>1回1枚の使用制限を複数枚使用可とします。</b> 乗車1回につき1枚の制限があり自己負担が生じていたため、複数枚使用できることが必要です。</li> </ol>	身体 ・交付枚数の増数 <b>人工透析患者：月あたり14枚（年間168枚）</b> その他の障害者：月あたり7枚（年間84枚）	知的 ・1回の乗車において、複数枚の使用を認めます ・利用券の単価を500円とします

見直しの内容	平成24年10月から		平成25年4月から
	申込数は伸びているが、利用したい時間に空きがなく予約をあきらめている方が多いため、 <b>1台増車し7台</b> とします。	身体	・運行台数を7台に増車

## 腎臓機能障害者への移動支援について

### 1 川崎市における身体障害者数及び腎臓機能障害者（1級）数 （各年度末現在）

年度	身体障害者数 (A)	腎臓機能障害者 (1級)数 (B)	割合 (B) / (A)
平成21年度	32,153人	2,641人	8.2%
平成22年度	32,903人	2,709人	8.2%
平成23年度	33,996人	2,834人	8.3%

### 2 川崎市内の人工透析通院医療機関数 （平成24年10月末日現在）

	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
通院医療機関数	4	3	7	6	3	4	4	31
内送迎あり医療機関数	1	2	4	1	2	3	4	17

\*医療機関数は、自立支援医療の指定を受けており人工透析を実施している医療機関

\*送迎サービス17機関の内訳（タクシー1、ワゴン車9、車いす用リフト付ワゴン車7）

### 3 障害者自立支援法に基づく移動に関するサービス

サービス名		サービス内容	
介護 給 付	居宅介護	通院等介助	通院、官公署での手続き、自立支援法に基づくサービスを受けるための相談、施設見学に係る移動介助
		通院等乗降介助	ヘルパーが運転する福祉有償運送等車両への乗降及び、通院先での受診手続きや移動等に係る介助
	行動援護	著しい行動障害を有する知的障害者(児)、精神障害者で、常に介護を必要とする方に対し、外出の介護、危険回避のための援護等の支援を行うもの	
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者の方に外出時において移動の援護を行い、移動に必要な情報を提供する等外出の際に必要な援助を行うもの	
	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護等を総合的に行うもの	
地域 生 活 支 援 事 業	移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児に対し、安全かつ円滑に外出できるように、移動についての支援を行うもの	社会生活上必要な外出余暇活動等の社会参加のための外出
	通学・通所支援		学校への通学支援、通所施設等への通所支援（やむをえない事情がある場合に限る）

# 資料 3

## 政令市における燃料費助成事業の実施状況 (H24年5月現在)

	事業名	内部障害対象者	助成額	1回に利用できる枚数制限	利用時本人確認有無及びその方法	他制度との関係
札幌	札幌市障がい者交通費助成事業	1～4級	1枚：1,000円 年間： 重度30枚 (30,000円) 中度10枚 (10,000円)	無	給油時に手帳を提示	福祉乗車証及び乗車券・福祉タクシー券との選択制
仙台	仙台市障害者交通費助成(自家用自動車燃料費助成券)	1～4級 (3～4級は車いす使用または在宅酸素療法実施者)	1枚：1,000円 年間：30枚 (30,000円)	無	有(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の提示)	ふれあい乗車証・福祉タクシー券・敬老乗車証との選択制
さいたま	さいたま市自動車燃料費助成事業	1～2級	年間：240リットル12,000円が上限	無	無	福祉タクシー券との選択制
千葉	千葉市障害者自動車燃料費助成事業	1～2級	1枚：500円 年間：40枚 (20,000円)	無	給油する車両を特定し、券に印字	福祉タクシー券との選択制
相模原	相模原市在宅重度障害者等自動車燃料費助成事業	1～2級	1枚：1,000円 年間： 本人運転24枚 (24,000円) 家族運転12枚 (12,000円)	原則2枚	無	福祉タクシー利用券との選択制・相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業との併給不可
新潟	新潟市中心身障がい者自動車燃料費助成事業	1～3級	年間：26,000円	無	助成請求時の添付資料の領収書等のあて名を確認	福祉タクシー券との選択制
浜松	(身体・知的)障害者外出支援事業(精神) 精神障害者交通費等支援事業 (戦傷・被爆) 戦傷病者被爆者社会参加促進事業	1～4級	1枚：500円 年間：14枚 (7,000円)	無	無	遠州鉄道・バス共通カード、タクシー券、浜松バス回数券等との選択制

他の政令市には該当事業なし